

令和5年12月11日

洞爺湖町議会令和5年12月会議  
議 案

## 附 議 議 案

議 案 番 号	件 名
議案第 1 9 号	洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
議案第 2 0 号	洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について
議案第 2 1 号	洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第 2 2 号	洞爺湖町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について
議案第 2 3 号	洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正について
議案第 2 4 号	洞爺湖町洞爺いこいの家条例等の一部改正について
議案第 2 5 号	西胆振介護認定審査会共同設置規約の一部変更について
議案第 2 6 号	西胆振障害者自立支援審査会共同設置規約の一部変更について
議案第 2 7 号	令和 5 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第 4 号）
議案第 2 8 号	令和 5 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 2 9 号	令和 5 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 3 0 号	令和 5 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 3 1 号	令和 5 年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第 2 号）
議案第 3 2 号	令和 5 年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）
議案第 3 3 号	令和 5 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）

## 議案第19号

洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月11日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の220」を「100分の230」に改める。

第2条 洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の230」を「100分の225」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（洞爺湖町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「議員報酬条例」という。））による改正後の議員報酬条例（以下「第1条改正後議員報酬条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。  
（期末手当の内払）
- 3 第1条改正後議員報酬条例の規定を適用する場合において、第1条の規定による改正前の議員報酬条例の規定に基づいて支給された期末手当は、第1条改正後議員報酬条例の規定による期末手当の内払いとみなす。

## 議案第20号

洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月11日提出

洞爺湖町長 下道英明

洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第33号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の220」を「100分の230」に改める。

第2条 洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の230」を「100分の225」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（洞爺湖町特別職の職員の給与等に関する条例（以下「特別職給与条例」という。））による改正後の特別職給与条例（以下「第1条改正後特別職給与条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。  
（期末手当の内払）
- 3 第1条改正後特別職給与条例の規定を適用する場合において、第1条の規定による改正前の特別職給与条例の規定に基づいて支給された期末手当は、第1条改正後特別職給与条例の規定による期末手当の内払いとみなす。

## 議案第21号

洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部改正について

洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月11日提出

洞爺湖町長 下道英明

洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 洞爺湖町職員の給与に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第36号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「100分の120」を「100分の125」に改め、同条第6項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に改める。

第24条第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に改める。

別表第1を次のように改める。

第2条 洞爺湖町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第6項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に改める。

第24条第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に改める。

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月

- 1 日から施行する。
- 2 第1条の規定（洞爺湖町職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）による改正後の給与条例（次項において「第1条改正後給与条例」という。）の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から適用する。
  - (1) 給与条例第21条第2項及び第6項並びに第24条第2項の改正規定  
令和5年12月1日
  - (2) 給与条例別表第1の改正規定 令和5年4月1日  
（給与の内払）
- 3 第1条改正後給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後給与条例の規定による給与の内払とみなす。

## 別表第1（第4条関係）

## 行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 俸	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
	65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
	67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
	68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
	69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
	70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
	71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
	72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
	73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
	74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
	75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
	76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
	77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
	78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
	79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
	80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
	81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
	82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
	83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
	84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
	85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
	86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
	87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
	88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		

	89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		
	90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		
	91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600		
	92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800		
	93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000		
	94		295,900	343,600				
	95		296,200	344,100				
	96		296,600	344,500				
	97		296,800	344,700				
	98		297,100	345,100				
	99		297,500	345,500				
	100		297,900	345,800				
	101		298,100	346,100				
	102		298,400	346,500				
	103		298,800	346,900				
	104		299,100	347,300				
	105		299,300	347,800				
	106		299,600	348,200				
	107		300,000	348,600				
	108		300,300	349,000				
	109		300,500	349,500				
	110		300,900	349,900				
	111		301,300	350,200				
	112		301,600	350,500				
	113		301,800	351,000				
	114		302,000					
	115		302,300					
	116		302,700					
	117		302,900					
	118		303,100					
	119		303,400					
	120		303,700					
	121		304,100					
	122		304,300					
	123		304,600					
	124		304,900					
	125		305,200					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000

## 議案第 22 号

洞爺湖町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について

洞爺湖町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月11日提出

洞爺湖町長 下道 英明

洞爺湖町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

洞爺湖町会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年洞爺湖町条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

### 附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の改正規定（洞爺湖町会計年度任用職員の給与等に関する条例（以下「給与等条例」という。）による改正後の給与等条例（次項において「改正後給与等条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。  
（給与の内払）
- 3 改正後給与等条例の規定を適用する場合には、この規定による改正前の給与等条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後給与等条例の規定による給与の内払とみなす。

別表（第4条関係）  
 会計年度任用職員給料表

職務の級 1級					
号俸	給料月額	号俸	給料月額	号俸	給料月額
	円		円		円
1	162,100	32	206,600	63	235,800
2	163,200	33	208,000	64	236,300
3	164,400	34	209,300	65	236,800
4	165,500	35	210,600	66	237,300
5	166,600	36	211,900	67	237,800
6	167,700	37	213,200	68	238,400
7	168,800	38	214,400	69	238,900
8	169,900	39	215,600	70	239,400
9	170,900	40	216,700	71	239,900
10	172,300	41	217,800	72	240,400
11	173,600	42	218,900	73	240,900
12	174,900	43	219,900	74	241,400
13	176,100	44	220,900	75	241,800
14	177,600	45	221,800	76	242,300
15	179,100	46	222,700	77	242,800
16	180,700	47	223,600	78	243,300
17	181,800	48	224,500	79	243,800
18	183,200	49	225,400	80	244,300
19	184,600	50	226,300	81	244,700
20	186,000	51	227,200	82	245,200
21	187,300	52	228,100	83	245,600
22	189,600	53	228,900	84	246,000
23	191,800	54	229,800	85	246,400
24	194,000	55	230,700	86	246,800
25	196,200	56	231,500	87	247,200
26	197,900	57	231,800	88	247,600
27	199,400	58	232,600	89	248,000
28	200,900	59	233,300	90	248,500
29	202,400	60	233,900	91	248,800
30	203,800	61	234,500	92	249,100
31	205,200	62	235,200	93	249,400

## 議案第23号

### 洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正について

洞爺湖町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月11日提出

洞爺湖町長 下道英明

### 洞爺湖町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

第1条 洞爺湖町国民健康保険税条例（平成18年洞爺湖町条例第106号）の一部を次のように改正する。

第23条に次の1項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
  - (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
  - (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
  - (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12

分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の1/2分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の1/2分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の1/2分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第24条の2の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に係る届出）

第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) その他町長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行う

ことができる。

- 4 第1項の規定にかかわらず、町長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

第2条 洞爺湖町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項及び第23条中「20万円」を「22万円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の洞爺湖町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の洞爺湖町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第24号

洞爺湖町洞爺いこいの家条例等の一部改正について

洞爺湖町洞爺いこいの家条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月11日提出

洞爺湖町長 下道英明

洞爺湖町洞爺いこいの家条例等の一部を改正する条例

(洞爺湖町洞爺いこいの家条例の一部改正)

第1条 洞爺湖町洞爺いこいの家条例(平成20年洞爺湖町条例第27号)の一部を次のように改正する。

別表中「480円」を「490円」に、「140円」を「150円」に、「70円」を「80円」に、「4,800円」を「4,900円」に、「1,400円」を「1,500円」に、「700円」を「800円」に改める。

(洞爺湖町一般入浴事業に関する条例の一部改正)

第2条 洞爺湖町一般入浴事業に関する条例(平成21年洞爺湖町条例第29号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「4,800円」を「4,900円」に、同条同項第2号中「1,400円」を「1,500円」に、同条同項第3号中「700円」を「800円」に改める。

(洞爺湖町高齢者入浴助成事業に関する条例の一部改正)

第3条 洞爺湖町高齢者入浴助成事業に関する条例(平成18年洞爺湖町条例第101号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「420円」を「430円」に、「270円」を「280円」に改める。

第6条中「420円」を「430円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに購入した回数券又は入浴券（以下「旧券」という。）は、この条例の規定による1回当たりの料金又は入浴料との差額を、旧券とともに当該施設又は入浴施設へ現金で支払うことで使用することができる。

## 議案第25号

### 西胆振介護認定審査会共同設置規約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、西胆振介護認定審査会共同設置規約の一部を次のとおり変更することについて、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月11日提出

洞爺湖町長 下道 英明

### 西胆振介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約

西胆振介護認定審査会共同設置規約の一部を次のように変更する。

本則中「壮瞥町長」を「豊浦町長」に改める。

第3条中「北海道有珠郡壮瞥町字滝之町284番地2壮瞥町保健センター内」を「北海道虻田郡豊浦町字東雲町16番地1豊浦町総合保健福祉施設内」に改める。

第5条及び第6条中「壮瞥町」を「豊浦町」に改める。

第7条中「壮瞥町議会」を「豊浦町議会」に改める。

第9条中「壮瞥町」を「豊浦町」に改める。

### 附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

## 議案第26号

### 西胆振障害者自立支援審査会共同設置規約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、西胆振障害者自立支援審査会共同設置規約の一部を次のとおり変更することについて、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月11日提出

洞爺湖町長 下道英明

### 西胆振障害者自立支援審査会共同設置規約の一部を変更する規約

西胆振障害者自立支援審査会共同設置規約の一部を次のように変更する。

本則中「壮瞥町長」を「豊浦町長」に改める。

第3条中「北海道有珠郡壮瞥町字滝之町284番地2壮瞥町保健センター内」を「北海道虻田郡豊浦町字東雲町16番地1豊浦町総合保健福祉施設内」に改める。

第5条及び第6条中「壮瞥町」を「豊浦町」に改める。

第7条中「壮瞥町議会」を「豊浦町議会」に改める。

第9条中「壮瞥町」を「豊浦町」に改める。

### 附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

議案第27号

令和5年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第4号）

令和5年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ294,085千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,300,887千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和5年12月11日提出

洞爺湖町長 下道英明

第1表 歳入歳出予算補正

## 1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		550,898	177,765	728,663
	1. 国庫負担金	296,257	394	296,651
	2. 国庫補助金	252,193	177,371	429,564
16. 道支出金		338,655	720	339,375
	2. 道補助金	114,348	1,400	115,748
	3. 委託金	18,714	△ 680	18,034
19. 繰入金		308,650	90,600	399,250
	1. 繰入金	308,650	90,600	399,250
21. 諸収入		63,793	25,000	88,793
	3. 貸付金元利収入	15,637	25,000	40,637
歳入合計		8,006,802	294,085	8,300,887

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		751,776	9,936	761,712
	1. 総務管理費	709,619	11,938	721,557
	3. 戸籍住民基本台帳費	16,689	1,281	17,970
	4. 選挙費	15,783	△ 3,283	12,500
3. 民生費		1,604,632	10,937	1,615,569
	1. 社会福祉費	1,070,782	4,949	1,075,731
	4. 児童福祉費	165,936	181	166,117
	5. 保育所費	150,751	5,807	156,558
4. 衛生費		1,134,946	△ 7,228	1,127,718
	1. 保健衛生費	210,429	680	211,109
	4. 清掃費	883,320	△ 7,908	875,412
6. 農林水産業費		178,221	3,483	181,704
	1. 農業費	132,647	3,483	136,130
7. 商工費		313,142	27,915	341,057
	1. 商工費	84,483	1,870	86,353
	2. 観光費	228,659	26,045	254,704
8. 土木費		892,973	8,539	901,512
	2. 道路橋梁費	381,550	751	382,301
	3. 河川費	17,224	2,554	19,778
	4. 公園及び緑化費	29,796	234	30,030
	6. 住宅・建築費	64,617	5,000	69,617
9. 消防費		325,121	92	325,213
	1. 消防費	325,121	92	325,213

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 教育費		518,767	23,182	541,949
	1. 教育総務費	137,197	3,289	140,486
	2. 小学校費	76,041	1,122	77,163
	3. 中学校費	103,803	10,010	113,813
	4. 社会教育費	125,107	7,234	132,341
	5. 保健体育費	76,619	1,527	78,146
12. 給与費		1,127,435	△ 12,000	1,115,435
	1. 給与費	1,127,435	△ 12,000	1,115,435
13. 予備費		20,621	52,074	72,695
	1. 予備費	20,621	52,074	72,695
14. 新型コロナウイルス感染症対策費		123,959	177,155	301,114
	1. 新型コロナウイルス感染症対策費	123,959	177,155	301,114
歳出合計		8,006,802	294,085	8,300,887

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	地域公共交通対策事業	5,740 千円

議案第28号

令和5年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和5年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ154千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,247,700千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月11日提出

洞爺湖町長 下道英明



## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		33,434	28	33,462
	1. 総務管理費	32,663	28	32,691
9. 予備費		6,222	126	6,348
	1. 予備費	6,222	126	6,348
歳出合計		1,247,546	154	1,247,700

議案第29号

令和5年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和5年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,525千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,239,762千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月11日提出

洞爺湖町長 下道英明

第1表 歳入歳出予算補正

## 1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 介護保険料		214,351	80	214,431
	1. 介護保険料	214,351	80	214,431
2. 国庫支出金		292,264	56	292,320
	2. 国庫補助金	102,701	56	102,757
3. 道支出金		176,961	35	176,996
	2. 道補助金	9,248	35	9,283
4. 支払基金交付金		302,913	76	302,989
	1. 支払基金交付金	302,913	76	302,989
6. 繰入金		207,414	△ 1,772	205,642
	1. 一般会計繰入金	203,770	△ 1,772	201,998
歳入合計		1,241,287	△ 1,525	1,239,762

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		33,794	△ 1,807	31,987
	1. 総務管理費	21,708	△ 1,807	19,901
3. 地域支援事業費		59,738	282	60,020
	1. 介護予防・生活支援サービス事業費	22,604	282	22,886
歳出合計		1,241,287	△ 1,525	1,239,762

議案第30号

令和5年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和5年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,163千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ189,721千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月11日提出

洞爺湖町長 下道英明





議案第31号

令和5年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和5年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

〈支出〉 (単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業費用	296,360	0	296,360
第1項 営業費用	278,557	4,118	282,675
第2項 営業外費用	10,492	0	10,492
第3項 特別損失	1	0	1
第4項 予備費	7,310	△4,118	3,192

第3条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 収益的支出	1 営業費用	洞爺湖取水ポンプ	9,000	5	3,600
		No.2取水ポンプ分解整備修繕		6	5,400

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
職員給与費	18,218	△444	17,774

令和5年12月11日提出

洞爺湖町長 下道英明

議案第32号

令和5年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和5年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

〈支出〉 (単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 簡易水道事業費用	86,800	0	86,800
第1項 営業費用	76,010	190	76,200
第2項 営業外費用	5,039	0	5,039
第3項 特別損失	600	0	600
第4項 予備費	5,151	△190	4,961

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
職員給与費	6,447	190	6,637

令和5年12月11日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

議案第33号

令和5年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和5年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(支 出) (単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 下水道事業費用	588,039	0	588,039
第1項 営業費用	550,053	△3,573	546,480
第2項 営業外費用	26,804	0	26,804
第3項 特別損失	7,204	0	7,204
第4項 予備費	3,978	3,573	7,551

第3条 予算第4条 本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額102,357千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(収 入) (単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	562,404	11	562,415
第1項 企業債	192,700	0	192,700
第2項 他会計補助金	147,502	0	147,502
第3項 国庫補助金	222,200	0	222,200
第4項 負担金等	2	11	13

(支 出) (単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	662,172	2,600	664,772
第1項 企業債償還金	238,172	0	238,172
第2項 建設改良費	424,000	2,600	426,600

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
職員給与費	43,231	△3,573	39,658

令和5年12月11日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明